11月末までの催物の開催制限等について

① 人数上限及び収容率要件による人数の、いずれか小さい方を限度とする。
② ９月２４日（木）から１１月末までの運用とする。なお、１２月以降の運用については国・県・市の指針によるものとする。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3"></td><td colspan="2">イベント類型</td></tr>
<tr><td colspan="2">大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">例：クラシック音楽、歌劇、合唱等のコンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、演芸、講演会・説明会等の公演、展示会等</td><td>例：合唱、カラオケ、詩吟、民謡、演劇、吹奏楽、ハーモニカ、軽運動、料理等、スポーツイベント等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">収容率の目安</td><td>〔運営形態〕
参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる
（コンサート・演劇・スポーツイベント等）</td><td><u>◎感染防止対策の徹底（※）を前提に収容定員（100%）を上限</u>
（※）次の全てを満たすこと
・類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がない。
・個別の参加者に対して、感染防止対策の徹底が行われる。
・業種別ガイドラインに則った感染防止対策が実施される。</td><td><u>◎異なるグループ又は個人間で１席空ける（同一グループ内では座席等の間隔を設ける必要なし（上限 50%超）</u>
イベント主催者及び施設管理者による業種別ガイドラインに則った感染防止対策の実施とその取組の公表が行われない場合
・屋内、屋外ともに 5,000 人以下
・上記に加え、屋内の場合、収容定員の半分程度以内
・上記に加え、屋外の場合、人と人との距離を十分に確保</td></tr>
<tr><td>参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる
（展示会・地域の行事）</td><td>◎感染防止対策の徹底（※）を前提に以下のとおり
①収容定員が設定されている場合
<u>収容定員（100%）を上限</u>
②収容定員が設定されていない場合
<u>密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。</u></td><td>① 収容定員が設定されている場合
収容定員の 50%を上限
② 収容定員が設定されていない場合
人と人との距離を十分に確保</td></tr>
<tr><td>参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない
（全国的・広域的な花火大会・野外フェス等）</td><td colspan="2">◎全国的・広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものは、中止を含めて慎重に検討
◎全国的・広域的な人の移動が見込まれない行事で参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限なし
開催する場合は、適切な感染防止策の実施、接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）の活用、参加者の連絡先等の把握の徹底</td></tr>
<tr><td colspan="2">入場制限の目安
（人数上限）</td><td colspan="2">◎イベント主催者及び施設管理者による業種別ガイドラインに則った感染防止対策の実施とその取組の公表が行われる場合
<u>５，０００人又は収容定員５０%のいずれか大きい方を上限</u>
◎イベント主催者及び施設管理者による業種別ガイドラインに則った感染防止対策の実施とその取組の公表が行われない場合
5,000 人を上限</td></tr>
</table>